

令和7年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康医療福祉部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約（単価契約を除く）は契約締 結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
健康危機管理課	滋賀県衛生科学セン ター整備事業発注者支 援業務委託	滋賀県衛生科学セン ター整備事業にかかる 発注者支援業務	令和8年1月1日～令和9年3月31日	日建設計コンストラク ションマネジメント株式 会社	35,560,000	衛生科学センター整備事業者に対し、要求水準 書等のとおり県が発注を行えるよう、支援者と して適格な助言等ができなければならない、事業 実施にあたっては、要求水準書等の作成に携 わっている当該事業者の他に代替し得る者がい ないため。 * 債務負担行為を含む契約	2	3イ